

ＭＢＯ等に係る適時開示実務上の取扱いについて

当取引所では、今般の規則改正に伴い、上場会社の実務上の留意事項を含め、下記のとおり、ＭＢＯ等について、適時開示実務上の取扱いの見直しを行うことといたしました。上場会社各位におかれましては、規則改正の内容及び本取扱いを十分にご確認いただき、ご対応ください。

「ＭＢＯ等」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）又は支配株主による公開買付けのことをいいます。

【適時開示等規則第 3 8 条】

記

○ 公開買付け等に係る意見表明等に係る適時開示実務上の取扱い

（１）適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「公開買付け等に関する意見表明等（＊）」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。なお、当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合は、「開示事項の中止」として開示することが義務付けられています。

（＊）公開買付け等に関する意見表明等とは、当該上場会社が発行者である金融商品取引法第 2 7 条の 2 第 1 項に規定する株券等に係る適時開示等規則第 2 条第 1 号 x 前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る金融商品取引法施行令第 3 1 条に規定する買集め行為（以下「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示のことをいう。以下本項目において同じ。

【適時開示等規則第 2 条第 1 号 y】

なお、上場会社が、ＭＢＯ等に関して、適時開示等規則第 2 条第 1 号 y に定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うことが義務づけられています。

【適時開示等規則第 3 8 条】

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第 1 6 条第 1 項】

本項目の事象による影響を踏まえると、当期業績予想に一定程度以上の変動が見込まれる場合には、別途「業績予想の修正」の開示も必要となります。

公開買付け等に係る意見表明等には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

内部者取引規制上の重要事実及び臨時報告書の提出要件とは対象範囲が異なる場合があります。

〔開示に関する注意事項〕

事前相談について

公開買付け等に係る意見表明等のうち、次のいずれかに該当する場合には、公表予定日の遅くとも10日前までに、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。なお、事前相談の際には、開示資料（案）又は当該行為の内容を記載した書面及び算定機関からの算定書（案）を提出してください（説明の便宜のため必要がある場合は、スキームの概要・特徴点、あるいは、当該公開買付け後の経営計画などの説明を記載した書面をご用意ください。）。

なお、開示資料に十分な記載が行われない場合については、必要に応じて適時開示等規則に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。

- ・ MBO等に関して意見表明等を行う場合
- ・ 上場廃止となることが見込まれる公開買付けに関して応募することを勧める旨の意見表明をする場合（二段階買収の予定がある場合を含む。）
- ・ その他開示上特に考慮を要する事情があると判断される場合（不明な場合は名証までお問合せください。）

事前相談の際に、その時点で算定機関から正式な算定書の提出を受けていない場合は、算定機関における算定の前提条件及び算定の具体的な過程を記載した参考資料を事前相談にて提出してください。

公開買付け後の二段階買収について

公開買付け後の二段階買収の場合については、当該二段目の行為を行うことについての決定をした時点において、当該二段目の行為に係る開示が必要となりますが、公開買付け等に係る意見表明等を行うことについての決定をした時点においても、「合併等の組織再編行為」に係る取扱い等をご参照のうえ、当該二段目の行為に係る内容をできる限り開示するようにしてください。

〔その他の注意事項〕

○ 算定機関の作成する算定書の提出について

上場会社が公開買付け等に関する意見表明等を行う場合であって、次のいずれかに該当するときは、適時開示等規則に基づき、算定機関（＊１）が作成した算定書を名証に提出することが義務づけられています。算定書は、算定の前提条件（＊２）及び算定の具体的な過程（＊３）を記載するようにしてください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を提出することでも差し支えありません。）

- ・ MBO等に関して意見表明等を行う場合

- ・ 上場廃止となるが見込まれる場合

【適時開示等規則第20条第1項、同取扱い11(1)n】

- (* 1) 「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいう。
- (* 2) 前提とした重要な要素（例えば、ディスカウント・キャッシュ・フロー法の前提とした利益計画や割引率など）
- (* 3) 例えば、具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値など

【留意事項】

上場会社は、MBO等（「公開買付けが対象者の役員である公開買付け（公開買付けが対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）又は支配株主による公開買付け」のことをいう。以下本項目において同じ。）に関して、適時開示等規則第2条第1号yに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うことが義務づけられています。

【適時開示等規則第38条】

- 企業行動規範上、MBO等に関する意見表明等の適時開示は、必要かつ十分に行うことが義務づけられていますが、実務上、特に留意すべき事項は、以下のとおりです。

留意点	実務上の留意事項
【意見の明瞭性】	・ MBO等に関する意見表明等の内容について、わかりやすく具体的に記載するよう十分に留意してください。 ・ 特に、意見の内容については、単に「賛同する」という意見ではなく、株主に対して応募を勧めるか否かについて、例えば、「公開買付けに応募することを勧める。」、「公開買付けに応募しないことを勧める。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」などを明示することが考えられます。 ・ また、MBO等の実施による、企業価値の向上に関する意見や、公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を行うことが考えられます。 ・ 一般的に、株主に対する意見が表明されず、単に「賛同する」という意見のみが記載されている場合や、企業価値の向上に関する意見が記載されていない場合、公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明がされていない場合には、企業行動規範に抵触するおそれがありますので、十分に留意してください。
【意見の根拠及び理由の十分性】	・ MBO等に関する意見の根拠及び理由について、わかりやすく具体的に記載するよう十分に留意してください。 ・ 特に、MBO等の実施前に業績の下方修正を行うことなど、MBO等成立のため意図的に市場株価を引き下げているとの疑義を招く可能性がある場合などにおいては、株主の適切な判断機会を確保する観点から、より充実した説明を行うことが考えられます。 ・ 一般的に、こうした場合において、MBO等の実施前に業績の下方修正を行うこととした理由や、市場株価法を用いる場合の市場価格の計算対象期間を用いた理由が十分に記載されていないときには、企業行動規範に抵触するおそれがありますので、十分に留意してください。
【算定機関からの意見】	・ MBO等の実施に係る意思決定過程における恣意性を排除する観点から、MBO等の価格に関し、対象会社において、第三者の算定機関からの算定書等を取得することが考えられます。なお、上場会社がMBO等を実施する場合には、適時開示等規則に基づき、算定機関が作成した算定書を名証に提出することが義務づけられています。

留意点	実務上の留意事項
	一般的に、MBO等を実施する場合において、算定書の作成・提出を行わないときには、適時開示等規則に定める書類提出義務違反となるだけでなく、企業行動規範に抵触するおそれがありますので、十分に留意してください。
【いわゆる二段階買収に関する説明】	- 株主の適切な判断機会を確保する観点から、スクイズアウトに際して、株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームを採用しないことや、特段の事情がない限り、MBO等において大多数の株式を取得した場合にはスクイズアウトを実施することが求められ、また、特段の事情がない限り、スクイズアウトの価格について、MBO等の価格と同一の価格を基準にすることが考えられます。 - MBO等の実施後に二段階買収等を行うことにより、スクイズアウトを予定している場合においては、二段目の行為の予定時期、手段、対価、一段目と二段目の対価に差がある場合はその内容及びその理由を記載することが考えられます。 - 一般的に、MBO等を実施する場合において、株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームを採用するときや、MBO等において大多数の株式を取得した場合であってもスクイズアウトを実施しないとき、特段の事情がないにも関わらずスクイズアウトの価格について公開買付価格と同一の価格を基準にしないときに、理由が十分に説明されない場合には、企業行動規範に抵触するおそれがありますので、十分に留意してください。
【公正性を担保するための措置に関する説明】	- MBO等の実施にあたっては、公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載することが考えられます。 - 具体的には、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称を明らかにすることや、必要に応じてその意見の内容を説明することが考えられます。また、価格の適正性を担保する客観的状況を確保する観点から、MBO等に際しての公開買付期間を比較的長期間に設定することが考えられます。 - 一般的に、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得したにも関わらず、その名称を明らかにしていない場合や、必要性が認められるにも関わらずその意見の内容を説明していない場合、公開買付期間を短期間に設定している場合においてその理由を説明していないときには、企業行動規範に抵触するおそれがありますので、十分に留意してください。
【利益相反を回避するための措置に関する説明】	- MBO等の実施にあたっては、利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載することが考えられます。 - 具体的には、株主の適切な判断機会を確保する観点から、役員が当該MBO等に関して有する利害関係の内容についての説明を行うことや、意思決定過程における恣意性を排除する観点から社外役員や独立第三者委員会等に対する諮問の状況やその判断の内容に関する説明を行うこと、利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けていることの説明を行うことが考えられます。 - 一般的に、取締役が当該MBO等に関して有する利害関係の内容についての説明や、社外役員や独立第三者委員会等に対する諮問の状況やその判断の内容に関する説明、利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けていることの説明が行われない場合には、企業行動規範に抵触するおそれがありますので、十分に留意してください。
【取引保護条項に関する説明】	- MBO等の実施にあたっては、MBO等を行う公開買付者が上場会社との間で、対抗者との接触等を一切禁止するような取引保護条項を合意しないことが考えられます。 - 一般的に、MBO等を行う公開買付者が対象会社との間で、対抗者との接触等を一切禁止するような取引保護条項を合意した場合において、その理由が十分に説明されない場合には、企業行動規範に抵触するおそれがありますので、十分に留意してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。なお、最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として速やかに追加開示を行ってください。

なお、（１）〔開示に関する注意事項〕 事前相談についてに掲げる場合に該当する場合には、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。

公開買付けの開始時の開示

自社の株券等に対する公開買付けが行われる場合で、公開買付けを行う者によって公開買付けを行う旨の発表、公開買付けの公告又は公開買付届出書の提出のいずれかが行われたことを知ったときは、その旨を開示してください（公開項目は、「公開買付けに関する意見表明等」を選択してください。）。

公開買付けを行う者が名証上場会社である場合を除き、当該者による公開買付けを行う旨の記者発表資料を入手できる場合には、これを自社の開示資料に参考資料として添付して開示を行うようにしてください。

この開示において、当該公開買付けに関する意見を表明するものではない場合は、その旨を記載してください。また、この開示により当該公開買付けに関する意見を表明する場合は、「公開買付者に対する意見表明の決定時」の開示事項及び開示・記載上の注意に基づき開示を行ってください。

開示資料の表題は、買付者の名称及び買付者による公開買付けの開始であることが判別できる表題としてください（意見表明を行わない場合には、開示資料中に意見表明ではない旨を記載するようにしてください。）。

（例）「○○○○株式会社による当社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

公開買付期間の延長や買付け等の条件の変更が行われた場合には、それを知った時点で、その内容について「開示事項の経過」として開示してください。

公開買付けに係る意見表明の決定時の開示

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	- 買付者の名称及び意見表明であることが判別できる表題とする。 （例）「○○○○株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」 - MBO等である場合には、MBO等であることが判別できる表題とする。 （例）「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」 「支配株主である○○○○株式会社による当社株券に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知らせ」
1．公開買付者の概要	- 公開買付者の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と公開買付者との関係（＊）を記載する。 （＊）上場会社と公開買付者の関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 - 資本関係として、最近日における上場会社と公開買付者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 - 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と公開買付者との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

開示事項	開示・記載上の注意
	い場合は、その旨を記載する。 ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と公開買付者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、公開買付者が上場会社の関連当事者（１）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（２）。なお、直前事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載する。 （１）関連当事者とは、連結財務諸表規則第１５条の４に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第８条第１７項に定める関連当事者をいう。 （２）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。 公開買付者が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係・その他特筆すべき関係）を記載する。 公開買付者がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況・その他特筆すべき関係）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係・その他特筆すべき関係）を可能な範囲で記載する。 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。 複数の者が共同して公開買付けを行っている場合には、それぞれの者について記載する。
２．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由	
（１）意見の内容	・ 当該公開買付けに関する意見の内容について、意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。 公開買付け等に関する意見表明にあたって、意見の内容としては、「公開買付けに応募することを勧める。」、「公開買付けに応募しないことを勧める。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」などが想定されています。開示資料には、公開買付けに応募するか否かの選択すべき状況にある株主の立場を十分に考慮したうえで、こうした意見の内容に加えて、わかりやすく具体的に意見の根拠及び理由を述べることを通じて、株主が公開買付けへの応募の是非の判断に資するものとなるよう的確な情報を提供するようにしてください。 MBO等の場合には、〔留意事項〕を十分に踏まえた説明を行ってください。 〔意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕〕 a．意見の内容については、例えば「公開買付けに応募することを勧める。」、「公開買付けに応募しないことを勧める。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。
（２）意見の根拠及び理由	・ 当該公開買付けに関する意見の根拠及び理由について、意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。 ・ 当該公開買付けに応募することを勧める意見である場合には、買付け等の価格が妥当であることを判断した根拠を含め、株主に対して当該買付け等に応募することを勧めることが妥当であると判断するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。 ・ 現金以外を対価として選択した公開買付け等に対して当該買付け等に応募することを勧める場合には、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。 〔意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕〕 b．根拠については、意思決定に至った過程を具体的に記載すること。 c．意見の理由については、賛否・中立を表明している場合にはその理由を、意見を留保する場合にはその時点において意見が表明できない理由及び今後表明する

開示事項	開示・記載上の注意
	予定の有無等を具体的に記載すること。 〔ＭＢＯ等に関して意見表明等を行う場合〕 ・ ＭＢＯ等に関して意見表明等を行う場合には、株式価値の算定根拠を含めて、意見の根拠及び理由を記載する（具体的な開示内容については欄外別表に基づき記載する。）。 ＭＢＯ等の場合には、〔留意事項〕を十分に踏まえた説明を行ってください。
（３）上場廃止となる見込み及びその事由	・ 当該公開買付けにより上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその事由を記載する。また、対価が上場株式（名証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）である場合は、その旨も記載する。 上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。 ・ 当該公開買付けにより上場廃止となる見込みがある場合であって、当該公開買付開示事項 開示・記載上の注意に応募することを勧める意見であるときは、上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況として下記事項を記載する。 ・ 上場廃止を目的とする理由 ・ 少数株主への影響及びそれに対する考え方 ・ 上場会社の株式の取引機会を確保するための代替措置を検討した場合には、検討した代替措置及び代替措置を採らなかった理由（代替措置を検討していない場合にはその旨）
（４）いわゆる二段階買収に関する事項	・ 買付け等の後、株式の全部取得等の行為を行うことにより、上場会社を買収される予定があることを把握している場合には、その旨及び予定されている二段目の株式の全部取得等の行為に関して、原則として、以下の事項を記載する。 ・ 二段目の株式の全部取得その他の行為の予定時期 ・ 完全に買収される手段及びその対価 ・ 一段目（公開買付け）の買付価格と二段目（株式の全部取得等）の対価に差がある場合はその内容及び差額を設ける理由 二段階買収については、一段目・二段目それぞれの対価等の条件や株主への条件の提示方法によっては、公開買付けへの応募を事実上強要するような威圧的買収と受け止められる場合があります。二段目の条件が一段目の条件と同等であれば問題は生じにくいものと思われませんが、二段目の条件が一段目の条件よりも株主にとって明らかに不利となる場合には問題が生じることも考えられるため、十分な検討が必要となります。また、やむを得ず、一段目の開示時点において二段目の条件を決定できない事情がある場合においても、できる限り二段目に対価等の条件を決定するための要素や決定時期の見込みに関する説明を記載するなど、透明性の向上に努めてください。 ＭＢＯ等の場合には、〔留意事項〕を十分に踏まえた説明を行ってください。
（５）公正性を担保するための措置	・ 次に掲げる場合には、公正性を担保するための措置を記載する。 ・ 上場廃止となることが見込まれる公開買付けに関して応募することを勧める旨の意見表明をする場合 ・ ＭＢＯ等の場合 ・ その他特に当該公開買付けに対する意見表明の公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合 ・ 公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 算定機関からの公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその旨を記載する。 公正性を担保するための措置の例としては、公開買付者・対象者双方がそれぞれ自らの株主のために算定機関を選定し、当該行為の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、公開買付期間を比較的長期（最低限３０営業日以上）に設定することにより対抗的ＴＯＢの機会を提供することなどが考えられます。 ＭＢＯ等の場合には、〔留意事項〕を十分に踏まえた説明を行ってください。
（６）利益相反を回避するための措置	・ 次に掲げる場合には、利益相反を回避するための措置を記載する。 ・ ＭＢＯ等の場合 ・ その他特に当該公開買付けに対する意見表明に関し利益相反を回避する必要があると判断される事情がある場合 ・ 利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 利益相反を回避するための措置の例としては、当該行為の決定プロセスにおいて当該行為に利害関係を持たない社外監査役又は社外取締役が関与

開示事項	開示・記載上の注意
	することや、応募の賛否の決定を取締役会から独立した特別委員会の判断に委ねることなどが考えられます。 MBO等の場合には、〔留意事項〕を十分に踏まえた説明を行ってください。 〔意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕〕 d．公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社とする会社その他の法人等である場合であって、利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的内容を記載すること。
3．公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項	- 公開買付開始前の、公開買付者と自社の株主との間における、公開買付けへの応募に係る重要な合意（既所有分の株券等に加えて合意分の株券等の買付けをしたと仮定して算出した「株券等所有割合」が3分の2以上となるものをいう。）の有無について、上場会社が把握している範囲で記載する。 - 公開買付者と上場会社の取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項の有無及びある場合はその内容を記載する。 MBO等の場合には、〔留意事項〕を十分に踏まえた説明を行ってください。
4．公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容	- 意見表明報告書と同等の内容を記載する。 〔意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕〕 - 公開買付者又はその特別関係者（金融商品取引法第27条の5第2号の規定による申出を金融庁長官に行った者を除く。）が報告者に利益の供与を約している場合には、その内容を記載すること。
5．会社の支配に関する基本方針に係る対応方針	- 意見表明報告書と同等の内容を記載する。 〔意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕〕 - 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）等を行う予定の有無及び予定がある場合にはその内容を具体的に記載すること。
6．公開買付者に対する質問	- 意見表明報告書と同等の内容を記載する。 〔意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕〕 - 公開買付者に対して当該公開買付けに関する質問がある場合はその質問の内容を記載すること。ない場合には「該当事項なし」と記載すること。
7．公開買付期間の延長請求	- 意見表明報告書と同等の内容を記載する。 〔意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕〕 - 法27条の3第1項の規定による公開買付開始公告に記載された買付け等の期間を政令で定める期間に延長することを請求する場合はその旨、法27条の10第3項の規定による延長後の買付け等の期間が30日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）となる旨、延長後の期間の末日及び延長請求する理由を具体的に記載すること。請求しない場合には「該当事項なし」と記載すること。
8．今後の見通し	公開買付け後における方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	
・ 支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕	- 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 - 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」との適合状況を記載する。
○（参考）買付け等の概要	上場会社が公開買付者との間においてあらかじめ当該公開買付けに関して合意を行っている場合には、当該公開買付けの概要を参考として記載又は当該公開買付けに係る開示資料を添付する。

原則として連結ベース（連結財務諸表非作成会社は単体ベース）で記載する。

- ただし、単体ベースで記載することが望ましいものは、単体ベースで記載する。
- 記載した数値について連結・単体の別を明記する。

(注) 金融商品取引法第27条の10に規定する対質問回答報告書による回答以外に、公開買付けに係る対象者からの質問に対する回答等を行う場合であって、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために情報提供することが有用と考えられるときは、適時かつ適切に開示することが求められます。

〔ＭＢＯ等に関して意見表明等を行う場合の「意見の根拠及び理由」の開示事項及び開示・記載上の注意〕

〔留意事項〕を十分に踏まえた説明を行ってください。

開示事項	開示・記載上の注意
○ 意見の根拠及び理由	・ ＭＢＯ等の価格が妥当であることを判断した根拠を含め、株主に対して当該ＭＢＯ等に応募することを勧めることが妥当であると判断するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。 ・ 株式価値の算定の内容として、「算定の基礎」、「算定の経緯」及び「算定機関との関係」を記載してください。 及び の項目についてわかりやすく説明するために必要な場合には、及び の項目を一括で記載することも可能とする。
(１) 算定の基礎	・ 株式価値の算定の概要（＊１、＊２）を含め、株主に対して当該買付け等に応募することを勧めることが妥当であると判断するに至った根拠についてわかりやすく具体的に記載する。 （＊１）具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由及び各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）などをいう。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。算定結果の数値については、わかりやすさの観点から、できる限り評価額を記載する（特に、業績又は株価が大幅に変動している場合）。 （＊２）市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間及び当該期間を用いた理由を記載する（特に、市場株価法による算定結果から乖離している場合には、その理由をわかりやすく説明する。）。また、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を用いた場合であって、買付け等の価格の算定の前提とした利益計画で大幅な増減益を見込んでいたときは、前提とした利益計画の概要（計数を含む。）と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を記載する。 （注）「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該公開買付け実施後５事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が３０％未満であるか否かを目安とする。
(２) 算定の経緯	・ 算定機関の意見を踏まえてＭＢＯ等に応募することを勧めることが妥当であると判断するに至った経緯について、以下に掲げる内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。 a．算定機関の名称 b．算定機関の意見の概要 算定機関の意見を聴取しない場合は、その旨を記載する。
(３) 算定機関との関係	・ 算定機関について重要な利害関係がある場合（＊）は、その旨、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。 （＊）算定機関が関連当事者（注）に該当する場合、対象会社（対象会社の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、算定機関が公開買付者・対象会社の双方から依頼を受ける場合、算定機関の関係会社から当事会社が投融資を受けている場合などが考えられます。 （注）関連当事者とは、連結財務諸表規則第１５条の４に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第８条第１７項に定める関連当事者をいう。 ・ 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。 ・ 算定機関以外の第三者の意見を聴取した場合は、その旨及び前記に準じた内容を記載する。

公開買付者からの対質問回答報告書の提出時の開示

自社の株券等に対する公開買付けに関して、公開買付者から対質問回答報告書の提出が行われたことを知った時点で、その旨を開示してください（公開項目は、「公開買付けに関する意見表明等」を選択してください。）。

公開買付けを行う者が名証上場会社である場合を除き、当該者による公開買付けを行う旨の記者発表資料を入手できる場合には、これを自社の開示資料に参考資料として添付して開示を行うようにしてください。

開示資料の表題は、買付者の名称及び対質問回答報告書が提出されたことが判別できる表題としてください。

（例）「○○○○株式会社による当社株券に対する公開買付けに係る対質問回答報告書の提出について」

（注）金融商品取引法第27条の10に規定する対質問回答報告書による回答以外に、公開買付けに係る対象者からの質問に対する回答等を行う場合であって、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために情報提供することが有用と考えられるときは、適時かつ適切に開示することが求められます。

○ 公開買付け又は自己株式の公開買付け

〔留意事項〕

自己株式の公開買付けにより、実質的にMBO等（「公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）又は支配株主による公開買付け」のことをいう。以下本項目において同じ。）が行われる場合には、MBO等に関する意見表明等と同様に、適時開示は、必要かつ十分に行うことが求められますので、十分に留意してください。

〔その他の注意事項〕

○ 算定機関の作成する算定書の提出について

自己株式の公開買付けにより、実質的にMBO等が行われる場合には、算定機関（＊１）が作成した算定書を名証に提出してください。算定書は、算定の前提条件（＊２）及び算定の具体的な過程（＊３）を記載するようにしてください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を提出することでも差し支えありません。）

（＊１）「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいう。

（＊２）前提とした重要な要素（例えば、ディスカウント・キャッシュ・フロー法の前提とした利益計画や割引率など）

（＊３）例えば、具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値など

以 上

(開示様式例) 当社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。

開示資料の作成にあたっては、「開示事項及び開示・記載上の注意」を必ずご参照ください。

平成○○年○○月○○日

各 位

会 社 名 ○○○○株式会社

代表者名 代表取締役社長 ○○ ○○

(コード：○○○○、名証第○部)

問合せ先 取締役広報・IR部長 ○○ ○○

(TEL . ○○ - ○○○○ - ○○○○)

○○○○株式会社による当社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

○○○○株式会社より当社株券に対する公開買付けが別添のとおり行われる旨公表されておりますので、お知らせいたします。

なお、本開示資料は、本公開買付けに関する意見を表明するものではありません。本公開買付けに関する当社の意見表明は決定次第改めてお知らせいたします。

以 上

(開示様式例) 当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。

開示資料の作成にあたっては、「開示事項及び開示・記載上の注意」を必ずご参照ください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

会 社 名 〇〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

(コード: 〇〇〇〇、名証第〇部)

問合せ先 取締役広報・IR部長 〇〇 〇〇

(TEL. 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇)

〇〇〇〇株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の取締役会において、以下のとおり、〇〇〇〇株式会社による当社株券に対する公開買付けに関して、株主の皆様に応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 公開買付者の概要

(1) 名称	〇〇〇〇株式会社
(2) 所在地	〇〇県〇〇市〇〇 - -
(3) 代表者の役職・氏名	
(5) 事業内容	
(6) 資本金	
(7) 設立年月日	
(8) 大株主及び持株比率	
(9) 上場会社と公開買付者の関係	
資本関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(個人の場合)

(1) 氏名	〇〇 〇〇
(2) 住所	〇〇県〇〇市
(3) 上場会社と公開買付者の関係	当社と公開買付者(その近親者、当該公開買付者及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。)との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者並びに公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(ファンドの場合)

(1) 名称	○○○○ファンド(ケイマン)、エル・ピー	
(2) 所在地	1000 West Bay, Seven Mile Beach, Grand Cayman Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくLPS (Limited Partnership)	
(4) 組成目的	株式会社グループが、自社の事業である 事業と関連のい ○○○関連事業に投資を行うため組成されたものです。	
(5) 組成日	平成○○年○○月○○日	
(6) 出資の総額		
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	1. **. **% ○○○○ (株式会社代表取締役です。) 2. **. **% ○○○○株式会社 (株式会社代表取締役○○○氏が個人で全額出資する○○ 関係の事業に投資することを専門とした会社です。) 3. **. **% ○○○○投資事業組合 (株式会社の子会社である□□□株式会社が出資する○○関 係の事業に投資することを目的とした投資ピークルです。)	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	○○○○株式会社
	所在地	○○県○○市○○ - -
	代表者の役職・氏名	
	事業内容	
	資本金	
(9) 国内代理人の概要	名称	○○○○株式会社
	所在地	○○県○○市○○ - -
	代表者の役職・氏名	
	事業内容	
	資本金	
(10) 上場会社と当該ファンドとの関係	上場会社と当該ファンドとの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者(原出資者を含む。)との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員との関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との関係	当社と当該国内代理人との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該国内代理人並びに当該国内代理人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社取締役会は、本件公開買付けは、当社企業価値を向上させるものであり、また、公正な手

続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであると判断しています。よって、当社取締役会は、本件公開買付けを株主共同の利益に資するものであると判断し、株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨いたします。

(2) 意見の根拠及び理由

〇〇〇〇であり、〇〇〇〇であることから、株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧めることが妥当であると判断いたしました。なお、買付け等の価格が妥当であることを判断した根拠は以下のとおりです。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

上場廃止となる見込みはありません。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(5) 公正性を担保するための措置

本公開買付けは、〇〇〇〇であり、意見表明の公正性を担保する特段の必要はありません。

(6) 利益相反を回避するための措置

本公開買付けは、〇〇〇〇であり、利益相反を回避する特段の必要はありません。

3 . 公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4 . 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5 . 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6 . 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7 . 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8．今後の見通し

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

9．支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

なお、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

（その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。）

以 上

○（参考）買付け等の概要（別添）

(開示様式例) MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。

開示資料の作成にあたっては、「開示事項及び開示・記載上の注意」を必ずご参照ください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

会 社 名 〇〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
(コード: 〇〇〇〇、名証第〇部)
問合せ先 取締役広報・IR部長 〇〇 〇〇
(TEL. 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇)

MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の取締役会において、以下のとおり、MBO(※)である公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を完全子会社化することを企図していること、及び当社の普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われるものです。

(※) 本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)であり、当社経営陣からの出資による公開買付者が当社取締役会との合意に基づきその支配権を取得するために行うものです。

1. 公開買付者の概要

(1) 名称	〇〇〇〇株式会社
(2) 所在地	〇〇県〇〇市〇〇 - -
(3) 代表者の役職・氏名	
(5) 事業内容	
(6) 資本金	
(7) 設立年月日	
(8) 大株主及び持株比率	
(9) 上場会社と公開買付者の関係	
資本関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(個人の場合)

(1) 氏名	〇〇 〇〇
--------	-------

(2) 住所	〇〇県〇〇市
(3) 上場会社と公開買付者の関係	当社と公開買付者（その近親者、当該公開買付者及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者並びに公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(ファンドの場合)

(1) 名称	〇〇〇〇ファンド(ケイマン)、エル・ピー	
(2) 所在地	1000 West Bay, Seven Mile Beach, Grand Cayman Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくLPS (Limited Partnership)	
(4) 組成目的	株式会社グループが、自社の事業である 事業と関連のい 〇〇〇〇関連事業に投資を行うため組成されたものです。	
(5) 組成日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
(6) 出資の総額		
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	1. **. **% 〇〇〇〇 (株式会社代表取締役です。) 2. **. **% 〇〇〇〇株式会社 (株式会社代表取締役〇〇〇氏が個人で全額出資する〇〇 関係の事業に投資することを専門とした会社です。) 3. **. **% 〇〇〇〇投資事業組合 (株式会社の子会社である□□□株式会社が出資する〇〇関 係の事業に投資することを目的とした投資ピークルです。)	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	〇〇〇〇株式会社
	所在地	〇〇県〇〇市〇〇 - -
	代表者の役職・氏名	
	事業内容	
	資本金	
(9) 国内代理人の概要	名称	〇〇〇〇株式会社
	所在地	〇〇県〇〇市〇〇 - -
	代表者の役職・氏名	
	事業内容	
	資本金	
(10) 上場会社と当該ファンドとの関係	上場会社と当該ファンドとの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員との関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との関係	当社と当該国内代理人との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該国内代理人並びに当該国内代理人の関係者及び関係会社との間には、特筆す

		べき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
--	--	-------------------------

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社取締役会は、本件MBOは、当社企業価値を向上させるものであり、また、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであると判断しています。よって、当社取締役会は、本件MBOを株主共同の利益に資するものであると判断し、株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨いたします。

(2) 意見の根拠及び理由

○○○○であり、○○○○であることから、株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧めることが妥当であると判断いたしました。

なお、買付け等の価格が妥当であることを判断した根拠は以下のとおりです。

算定の基礎

以上のことから、当社取締役会は、本件MBOが企業価値の向上をもたらすものであり、また、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであると判断しております。よって、本件MBOが株主共同の利益に資するものと判断し、本件MBOを行うこと及び株主の皆様に対して応募を勧めることを決議いたしました。

算定の経緯

算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である□□□□(株)は、○○○○(株)及び公開買付者である(株)の関連当事者には該当せず、本件MBOに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、公開買付者である(株)のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である××××(株)は、当社及び(株)の関連当事者には該当せず、本件MBOに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

(5) 公正性を担保するための措置

本件MBOは、・・・・・・であることから、公正性を担保する必要があると判断しました。そのため、・・・・・・。

当社は、本件MBOの公正性を担保するために、公開買付者とは別に当社株主のために独立第三者の算定機関である□□□□(株)を選定し、添付資料のとおり本公開買付けの内容に関して公正である旨の評価を取得しています。また、本公開買付けの買付期間を60営業日と設定し、対抗的TOBの機会を十分に提供し、株主の皆様の適切な判断機会を確保しています。なお、当社と公開買付者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が当社との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意は行っておりません。

加えて、本件MBOに関しては、○○○○法律事務所から適法である旨の意見を取得しています。

以上のことから、当社取締役会は、本公開買付けに関する公正性を担保するための措置を十分に講じているものと判断しています。

(6) 利益相反を回避するための措置

本件MBOは、・・・・・・と・・・・・・に、・・・・・・の利益相反が生じていることから、利益相反を回避する必要があると判断しました。そのため、・・・・・・。MBOにおいては、当社取締役が出資している公開買付者が株式を取得するものであり、また本件MBOが成立した後も当社取締役が引き続き当社の経営にあたることから、株主の利益を代表すべき当社取締役には、利益相反が生じています。当社取締役会は、本件MBOの利益相反を回避するために、応募の賛否の決定について、本件MBOに利害関係を持たない社外監査役及び社外取締役を含めた有識者で構成する「企業価値特別委員会」に委ねることとしました。

同委員会は、本件MBOに関して慎重な審議を行った結果、本件MBOは、当社企業価値を向上させるものであり、また、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであると、判断しています。

なお、本件MBOに関する取締役会には、代表取締役社長○○○○及び専務取締役○○○○は、特別利害関係人として、その決議に参加しておりません。また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

当社の取締役会決議には、特別利害関係人を除く取締役及び監査役の全員が出席し、上記応募推奨は、決議に参加した当社の社外取締役○名を含めた取締役全員一致で決議されております。また、当社の社外監査役○名を含めた監査役○名は、いずれも当社取締役会の決議に賛成の意を表しております。

以上のことから、当社取締役会は、本公開買付けに関する利益相反を回避するための措置を十分に講じているものと判断しています。

3．公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4．公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5．会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6．公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7．公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8．今後の見通し

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

9．支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

なお、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

（その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。）

以 上

○（参考）買付け等の概要（別添）